

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要 綱

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行期日は平成十九年六月二十日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は同年三月二十日とすること。

